## ○金融庁告示第

号

及

び

第

八

号

口

0

規

定

に

基

づ

き、

顧

客

分

別

金

信

託

に

0

1

7

信

託

することができる

有

価

証

券

及

び

そ

 $\mathcal{O}$ 

評

価

号

金 融 商 品 取 引 業 等 に 関 す る内 閣 府 令 平 成 + 九 年 内 閣 府 令 第 号) 第 百 兀 十 八 条 第 項 第 五

額  $\mathcal{O}$ 上 限 を 算 出 す る た 85 時 価 に 乗 ず る率 を次  $\mathcal{O}$ ように · 指 定 Ļ 平成 十九九 年 月 日 か 5 適 用 す

平成十九年 月 日

金融庁長官 五味 廣文

一 金融商品取引所に上場されている株券 百

分

 $\mathcal{O}$ 

七

+

二 国債証券 百分の九十五

 $\equiv$ 地 方 債 証 券 (そ  $\bigcirc$ 発 行 に 際 て 元 引 受契 約 金 融 商 品 取 引 法 昭 和 十三 年 法 律 第二十 五. 号) 第

十 条 第 兀 項 12 規 定 す る元 引 受契 約 を 1 う。 以 下 同 じ が 金 融 商 品 取 引 業 者 又 は 登 録 金 融 機 関

に ょ ŋ 締結 され た ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。 百 分  $\mathcal{O}$ 八 + 五.

兀 特 别  $\mathcal{O}$ 法 律 に ょ ŋ 法 人  $\mathcal{O}$ 発 行 す Ś 債 券

1 政 府 が 元 本  $\mathcal{O}$ 償 還 及 び 利 息  $\mathcal{O}$ 支 払 に 0 1 7 保 証 7 7 る t  $\mathcal{O}$ 百 分  $\mathcal{O}$ 九 +

口 1 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ 以 外  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 百 分  $\mathcal{O}$ 八 + 五.

五.

そ  $\mathcal{O}$ 金 発 融 行 商 に 묘 際 取 引 して元引受契約 所 に そ  $\mathcal{O}$ 株 券 が が 金 上 場 融 商 さ 品 れ 取 7 引 1 業者又 る会 社 は 外 登 録 玉 会社 金 融 を除り 機 関 に < .より締: が 結 発 され 行 す Ź た ŧ 円 貨 0) に 社 限 債 券

1 新 株 予 約 権 付 社 債 券 で あ る t  $\mathcal{O}$ 百 分  $\mathcal{O}$ 八 +

口 イ に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ 以 外  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 百 分  $\mathcal{O}$ 八 + 五

六 外 玉 又 は 外 玉 法 人  $\mathcal{O}$ 発 行 す る 円 貨 債 券で あ 0 7 金 融 商 品 取 引 所 に 上 場 Ž れ 7 1 る Ł  $\mathcal{O}$ 百 分  $\mathcal{O}$ 八

十 五

七 金 融 商 品 取 引 法 施 行 令 (昭 和 兀 + 年 政 令第三百二十一 号) 第二 条  $\bigcirc$ + こ 規定す Ś 債 券で あ る 円

に限る。) 百分の九十

貨

債

券

(そ

 $\mathcal{O}$ 

発

行

に

際

L

て元

引

受契

約

が

金

融

商

밆

取

引業

者

又

は

登

録

金

融

機

関

に

ょ

り

締

結

され

た

t

 $\mathcal{O}$ 

八 投資信 託  $\mathcal{O}$ 受益 証 券及び投資 証 券 (金融 商 品 取 引 所 に上 一場され てい る ŧ  $\mathcal{O}$ 又は 社 寸 法 人投 資 信 託

協 会 が 前 日  $\mathcal{O}$ 時 価 を 公表 つする ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

1 九号) 公社 第 債 十三条 投 資 信 次第二号: 託 投 資 1 に 信 規 託 定す 及 び る公社 投 資 法 債 人 投資 に 関 信 す 託 る を 法 7 律 う。 施 行 規 の受益 則 平 証 成 券 十 二 年 百 分 総  $\mathcal{O}$ 理 八 府 十 五. 令第 百

ロ イに掲げるもの以外のもの 百分の七十